

北塩原村手話言語条例

（目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話言語の理解及び手話の普及等に関し、基本理念を定め、村の責務並びに村民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話の普及等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、村民等に手話及びろう者に対する理解の促進を図り、全ての村民等がともに生きる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） ろう者 聴覚障がい者のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。
- （2） 手話の普及等 言語としての手話の認識の普及、手話を学ぶ機会の確保その他の手話を使用しやすい環境の整備をいう。
- （3） 村民等 村内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- （4） 事業者 村内において営利又は非営利を問わず事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。

（基本理念）

第3条 手話の普及等は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- （1） 手話が独自の体系を有する言語であって、ろう者が心豊かな社会生活を営むために大切に受け継いできた文化的所産であるとの認識のもとに行うこと。
- （2） 手話は、ろう者にとって、情報の取得、意思の表示及び他者との意思疎通を図る手段として必要な言語であるとの認識のもとに行うこと。
- （3） ろう者が手話により意思疎通を行う権利を有し、当該権利は

尊重されなければならないこと。

（村の責務）

第4条 村は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話の普及等に関する必要な施策を推進するものとする。

（村民等の役割）

第5条 村民等は、基本理念にのっとり、村が推進する手話の普及等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、村が推進する手話の普及等に関する施策に協力するとともに、ろう者が利用しやすいサービスを提供するよう努めるものとする。

（施策の推進）

第7条 村は、次に掲げる施策を推進するものとする。

- （1） 手話への理解及び手話の普及に関する施策
- （2） 手話による情報発信及び情報取得に関する施策
- （3） 手話による意思疎通の支援に関する施策
- （4） 前3号に掲げるもののほか、村長が必要と認める施策

（手話を学ぶ機会の確保）

第8条 村は、関係機関、ろう者及びろう者に関わる者と協力して、村民等が手話を学ぶ機会の確保等に努めるものとする。

（財政措置）

第9条 村は、手話の普及等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。